

島根県食育・食の安全推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 食育基本法及び食品安全基本法に基づき、食育及び食の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、島根県食育・食の安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定に関する事
- (2) 食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関する事
- (3) 食品の安全・安心確保に関する事
- (4) 食の安全確保に係る基本方針及び行動計画に関する事
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 推進会議は、政策企画会議をもって充てる。

- 2 推進会議に、連絡会議を設置する。
- 3 連絡会議には、幹事課とワーキンググループを設置する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、総括者は、健康福祉部医療統括監とする。

- 2 連絡会議は、次の事務を行う。
 - (1) 推進会議に付議する事項の協議
 - (2) 推進会議からの指示事項の処理
 - (3) その他推進会議の円滑な運営に必要な事務
- 3 連絡会議の会議は、総括者が招集し、総括者が会務を総理する。
- 4 総括者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事課)

第5条 幹事課は、別表2に掲げる課をもって充て、食育については健康推進課を、食の安全については薬事衛生課を総括課とする。

- 2 幹事課は、部局内の連絡調整及びワーキンググループの議案事項の調整を行う。

(ワーキンググループ)

第6条 ワーキンググループは、連絡会議を構成する関係各課の担当者をもって構成する。

2 ワーキンググループは次の事項について協議する。

- (1)食育推進計画策定に関すること
- (2)食の安全確保に係る行動計画等に関すること
- (3)その他幹事会の円滑な運営に関すること

3 ワーキンググループの会議は、食育については健康福祉部健康推進課長が、食の安全については健康福祉部薬事衛生課長が必要に応じて招集する。

(各種計画策定委員会)

第7条 食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会議及びワーキンググループ会議の事務局は、食育については健康福祉部健康推進課に、食の安全については健康福祉部薬事衛生課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成19年5月 9日から施行する。

別表1(第4条) 連絡会議構成員

健康福祉部	医療統括監
地域振興部	地域政策課地域振興室長
環境生活部	環境生活総務課消費生活室長
健康福祉部	健康福祉総務課長
〃	健康推進課長
〃	青少年家庭課長
〃	薬事衛生課長
農林水産部	農林水産総務課政策推進室長
〃	農畜産振興課食料安全推進室長
〃	林業課長
〃	水産課長
農林水産部 / 商工労働部	しまねブランド推進課長
教育庁	保健体育課健康づくり推進室長
〃	生涯学習課長

別表2(第5条) 幹事課の構成

部局名	担当課
健康福祉部	健康推進課(食育の事務局)、薬事衛生課(食の安全の事務局)
農林水産部	農林水産総務課政策推進室
教育庁	保健体育課健康づくり推進室